

金沢市中小企業特別利子補給補助金取扱要領

1 趣 旨

この要領は、中小企業者の資金繰りの一層の支援を図るため、金沢市制度融資に係る金融機関利子補給補助金交付要綱（平成14年4月1日決裁）に定める利子補給補助金に加えて交付する中小企業特別利子補給補助金（以下「補助金」という。）交付要綱について、その取扱方法を定めるものとする。

2 補助対象金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 用語の意義

(1) 制度融資 本市の条例、規則、告示、要綱等の規定に基づき、金融機関が行う融資をいう。

(2) 現年度分融資 当該年の1月1日から同年12月末日までに実行された融資をいう。

(3) 過年度分融資 当該年の前年の12月末日までに実行された融資をいう。

(4) 利子補給対象期間日数

現年度分 当該年の1月1日から実行した新規融資にあっては、当該融資を行った日の属する月の翌月の初日から当該月の属する年の12月末日までの日数をいう。

過年度分 当該年の1月1日から12月末日までの間の所要日数をいう。

(5) 期間率 利子補給対象期間日数を365で除して得た率をいう。

4 対象となる制度融資 別表に定めるところによる。

5 補助金交付申請の額

各融資制度ごと、現年度・過年度ごとに、それぞれ算出した額の合計とする。

(1) 現年度分

① 融資実行月ごとに、融資実行額の合計額に、別表に定める利子補給率及び期間率を乗じて得た額とする。

② その金額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる。

③ ①②により算出したものを1月から12月までの12か月分合計する。

④ ③により算出した金額に、千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(2) 過年度分

① 当該補助金の属する年度の前年度に属する12月末日時点の融資残高と当該年度に属する12月末日の融資残高の平均額に、別表に定める利子補給率及び期間率を乗じて得た額とする。

② その金額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

6 補助金の交付申請

制度融資に係る融資を行った金融機関は、毎年1月末日までに、上記5により整理した補助金交付申請書（様式第1号）に、補助金交付申請内訳書（様式第2号）を添えて申請するものとする。

別表

制度名	利子補給率
中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分）	0.6%
中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分）	0.6%
中小企業振興特別資金（米国関税措置対策分）	0.6%
緊急経営安定特別資金（原油価格高騰対策分）	0.75%
緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分）	0.75%
中小企業創業者支援資金（スタートアップ臨時支援分）	0.2%
中小企業創業者支援資金（若者・女性起業家重点支援分）	0.4%

参考

(令和 6 年度までの執行分)

制度名	利子補給率
中小企業振興特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）	0.6%
緊急経営安定特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）	0.75%
中小企業振興特別資金（原油・原材料価格高騰対策分）	0.6%

(平成 30 年度までの執行分)

制度名	利子補給率
中小企業振興特別資金（原油・原材料価格高騰対策分）	0.3%
中小企業振興特別資金（景気対策分）	0.3%
中小企業振興特別資金（東日本大震災復興対策分）	0.3%
中小企業振興特別資金（金融円滑化対策分）	0.6%
緊急経営安定特別資金	0.8%